

第7条

1. 公的分野における女性の参画状況

女性が政策・方針決定の場へ参画することは、民主主義の要請であるだけでなく、各種の政策に女性の関心が反映されるための必要条件でもある。しかしながら、我が国では、公的分野でも、私的分野でも、女性の政策・方針決定の場への参画は大変遅れた状態であるとかねてから指摘されており、政府としても2001年度の「男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」において、UNDP（国連開発計画）のHDI（人間開発指数）、GDI（ジェンダー開発指数）、GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）を基に日本の現状を紹介している。

それによると日本は、2001年では、HDIが世界第9位、GDIが世界第11位であるが、GEMは世界第31位に落ち込んでいる。この背景には、日本は、GEM上位先進国に比べて、「国会の議席数に占める女性の割合」及び「行政職及び管理職に占める女性の割合」が低い現状があることから、この現状を周知し、女性の政策・方針決定過程への参画を更に促すよう努力している。

(1) 男女共同参画社会基本法における規定

「男女共同参画社会基本法」の第5条において、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない」と規定されている。

(2) 女性国会議員

第42回総選挙後（2000年6月時点）の衆議院の女性議員は35名、7.3%、（第41回総選挙後（1996年10月時点）23名、4.6%）、第19回通常選挙後（2001年7月時点）の参議院の女性議員は38名、15.4%（第18回通常選挙後（1998年7月時点）43名、17.1%）となっている。

(3) 女性閣僚

第4回報告書提出（1998年10月）以降、8名の女性閣僚、11名の政務次官（2001年1月以降は、副大臣、大臣政務官）が就任した。1999年1月では女性閣僚の割合は1名（4.2%）であったが、2002年2月では、5名（22.7%）に増加し

ている。

(4) 司法における女性

第4回報告書で報告したとおり、女性初の最高裁判事が1994年2月に任命され、1997年9月までその職にあった。さらに、2001年12月には、女性で2人目の最高裁判事が任命された。また、2002年4月現在、6名の女性裁判所長が在職している。裁判官、検察官に占める女性の割合は、第4回報告書による報告後も、いずれも引き続き増加している。なお、司法試験合格者に占める女性の割合も増加しており、近年、20%代で推移している(統計資料63、64、65参照)。

(5) 女性国家公務員

国家公務員の管理職に占める女性の数と割合は、2000年度末現在122名、1.3%と依然として低い状況にあるものの、1996年度末では94名、1.0%であり、増加傾向にある。一方、国家公務員全体に占める女性の数と割合は、ここ数年横ばい状況となっている(統計資料66、67参照)。

(6) 女性知事、首長等

2001年度末現在、女性の都道府県知事は3名となっている。また、女性の市長は3名、町村長は4名となっている。

(7) 女性地方議員

地方議員における女性の比率は徐々に高まっており、2001年12月現在、都道府県議会、市・特別区議会、町村議会の全議員58,492名中6.8%(1998年12月現在4.9%)となっている。町村議会については、2001年に初めて実態把握調査を実施したところ、約半数において女性議員がいない等政治への女性の参画が進んでいない自治体がみられた。

(8) 女性地方公務員等

ア) 女性地方公務員

地方公務員(一般行政職)全体に占める女性の割合は24.1%、係長級以上でみると14.4%、課長級以上でみると3.6%(2001年4月1日現在、総務省調査)となっており、前年に比べ、係長級における割合及び課長級以上における割合が増加し

ている。

イ) 教育委員会

地方公共団体の執行機関である教育委員会の委員に占める女性の数と割合は、2001年5月現在(文部科学省調査 中間報告値)、2,959名、17.6%(1996年5月現在11.5%)となっており、増加傾向にある。2001年6月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正し、地方公共団体の長が教育委員を任命するに当たり、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定を整備した。

ウ) 警察官

新たな治安上の課題であるストーカー事案、家庭内暴力、児童虐待、性犯罪等の事象への取組、あるいは、被害者対策の充実等に的確に対応していくためには、女性警察官の能力や特性を効果的に活用していくことが不可欠となっており、警察においては、男女共同参画社会の基本理念を踏まえ、従来から女性警察官の積極的採用とその職域の拡大を行ってきたところである。

2001年4月1日現在、都道府県警察に勤務する女性警察官の総数は、約8,800人で、ここ10年間で約2倍に増加しており(全警察官の3.8%)、その職域についても、犯罪捜査や鑑識活動、警衛・警護等の幅広い分野に拡大しているところである。

全国の警察組織において、更に多くの女性が幅広い分野で活躍することが期待されているため、民間企業と契約した「ベビーシッター制度」の普及等、女性が働きやすい職場環境の整備も積極的に進められている。

2. 実施状況報告書及び委員会の報告書を普及させるための措置

我が国においては、1998年7月に提出した女子差別撤廃条約第4回報告書を内閣府及び外務省ホームページに掲載(日本語仮訳)している。さらに外務省は、1994年に行われた女子差別撤廃条約第2回、第3回報告書審査に関し、女子差別撤廃委員会最終コメントをホームページに掲載(英文及び日本語仮訳)している。

また、今次第5回報告書の作成にあたっては、内閣府ホームページや新聞等を利用し、盛り込むべき事項についての意見を幅広く国民から募るとともに、2001年8月31日に「盛り込むべき事項について聞く会」を開催し、さらに、2002年3月27日には、寄せられた意見に関連する主な政府の取組についての説明及び意見交換を行う「情報・意見交換会」も開催したところである。